

議案第4号別紙

令和7年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和8年2月20日 原案可決

## 令和7年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第一表 繰越明許費」による。

令和8年2月20日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	一般事務費	8,567千円